

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」 事業の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間等

【水質汚濁物質排出量総合調査（平成 21 年度及び 23 年度調査分）】

調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、報告書作成

【水質汚濁防止法等の施行状況調査（平成 21 年度～23 年度調査分）】

個票審査、集計、報告書作成

契約期間：平成 21 年 7 月から平成 24 年 3 月までの 2 年 9 ヶ月間

2. 実施状況に関する評価

平成 21 年度水質汚濁物質排出量総合調査の回収率は 81.5%と、目標とする回収率（80%）を上回っており、確保すべき質を達成できたものと評価できる。また、「調査票記入要領」と「調査票記入例」を別に印刷することにより、調査票記入要領、調査票記入例を同時に参照しながら、調査票の記入ができるよう工夫がみられたことも評価できる。

3. 実施経費に関する評価

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査、それぞれ 1 回の実施に要した経費 1,602 万円は、従来の実施経費の約 85%に相当し、約 280 万円の経費が削減となり評価できる。

4. 今後の事業について

隔年実施の水質汚濁物質排出量総合調査について、受託事業者の実施経験を踏まえた工夫により、さらなる質の維持向上や効率的な事業実施を図る観点から、同調査を複数回実施できるよう、契約期間の延長（4 年以上）を検討するとともに、事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた実施方法等の工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施要項において本実施状況の内容を十分に情報開示を行い、引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えられる。